

広島県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、福山市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年七月十日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
福山市山南交流館	福山市沼隈町大字中山南7480番地	令和7年6月20日